

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表警察本部長の項第一号中「第五条第二項」の下に「及び附則第五項」を加え、「運転適性検査手数料の免除」を「手数料の免除(同項の規定による手数料の免除にあつては、警察署長に委任されたものを除く。)」に改める。

第三条の表警察署長の項第一号を次のように改める。

一 公安委員会関係手数料条例第五条第一項及び第三項並びに附則第五項の規定による手数料の免除(同項の規定による手数料の免除にあつては、同条例第一条第一項の表四十の項、五十六の項及び五十七の項に規定する手数料に係るものに限る。)(に関する)に

附 則

この規則は、公布の日から施行する。